

草津市都市計画審議会協議会 会議録

■日時：

令和7年8月8日（金） 午前10時00分～午前10時35分

■場所：

草津市立市民総合交流センター 4階 402会議室

■出席委員：

塚口委員、北村委員、吉川委員、井澤委員、今井委員、福田委員、
小野委員、田中委員、先成委員、藤井委員、森山委員、川北委員

■欠席委員：

宮本委員、中野委員

■事務局：

都市計画部 一浦部長、安土総括副部長

都市計画課 川原課長、三浦課長補佐、堯部主査、田中主事

草津市土地開発公社 松下常務理事

■傍聴者：

0名

1. 開会

- 開会にあたって、一浦部長より挨拶

2. 協議

（1）烏丸半島中央部地区計画の策定について

●事務局

<資料①、資料②について説明>

○委員

- ・資料2の16ページに予定建築物として小規模工場があるが、こういったものを想定しているのか。

●事務局

- ・現時点では、小さいパン工場のようなものを想定している。

○委員

- ・資料 2 の 16 ページ、地区整備計画の（3）建築基準法別表第二（に）項第三号および第四号に掲げる建築物の予定建築物として、水泳場とホテルがあるが、同号では、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設となっている。運動施設であれば水泳場以外にもつくる可能性があるという解釈で良いか。

●事務局

- ・その解釈で良い。資料には水泳場と記載しているが、今回は人口サーフィン施設が水泳場にあたるものである。そのほかアーバンスポーツパークやドッグランなども想定されており、休憩場等の建築物を配置する場合には運動施設に該当する。

○委員

- ・同じく地区整備計画の（4）同表（へ）項第三号における予定建築物として、観覧場とあるが、同号では劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるものとあるが、それも可能性があるということで良いか。

●事務局

- ・今回定める地区整備計画については、同表（へ）項第三号に掲げる建築物のうち観覧場という形にしているため、観覧場のみが建築可能であり、観覧場以外は建築できない。

3. その他

●事務局

今後の都市計画審議会開催予定についてお知らせ

4. 閉会

- 閉会にあたって、安土総括副部長より挨拶

以上